

社会福祉法人開成町社会福祉協議会

会員規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人開成町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 18 条第 3 項に基づき会員に関する必要な事項を定める。

(会員の種類)

第 2 条 本会の会員は、一般会員及び賛助会員とする。

(一般会員)

第 3 条 一般会員は、本会の趣旨目的に賛同し目的達成のため必要な援助を行い、一般世帯及び団体から構成する。

2 団体会員は次に掲げる者とする。

- (1) 第 1 種会員 開成町に住所を有する世帯
- (2) 第 2 種会員 自治会長連絡協議会
- (3) 第 3 種会員 民生委員児童委員協議会等
- (4) 第 4 種会員 社会福祉施設等
- (5) 第 5 種会員 社会福祉に関係ある団体及び個人
- (6) 第 6 種会員 社会福祉に関心を持つ団体及び個人
- (7) 第 7 種会員 社会福祉に関係ある行政機関の代表及び個人
- (8) 第 8 種会員 学識経験者

(賛助会員)

第 4 条 賛助会員は、本会の趣旨目的に賛同し、本会の事業に要する経費を賛助する者とする。

(入会)

第 5 条 団体会員となるには、別に定める様式により申し込み、第 3 種から第 6 種会員については、理事会に報告し、第 7 種及び第 8 種会員については、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第 6 条 会員となった者は、次の会費区分により毎年会費を納めるものとする。

- (1) 一般会員 年額 1 □ 500 円
- (2) 賛助会員 年額 1 □ 3,000 円

2 前項の会費は、年度の中途にあって入会・退会の場合においても月割計算は行わないものとする。

(退会)

第 7 条 会員は、次に掲げる場合退会したものとする。

- (1) 会員から申し出があった場合
- (2) 会員たる資格を失った場合
- (3) 除名

(除名)

第 8 条 会員が本会の名誉を毀損したとき、又は本会の趣旨目的に反する行為があったときは、理事会の承認を得て、これを除名することができる。ただし、この場合、理事会開催日の 7 日前までに、その旨を当該会員に通知し、理事会において弁明する機会を与えなければならない。

2 前項の除名議決があったときは、除名処分の理由を付した文書をもって速やかにその旨を当該会員に通知しなければならない。

(会員への報告)

第 9 条 本会は、本会の発行する機関紙をもって会員に次のことを報告しなければならない。

(1) 事業計画及び予算について

(2) 事業報告及び決算について

2 本会は、毎年その業務の運営について会員の意見を反映するように努めなければならない。

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 63 年 5 月 28 日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 6 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 5 月 25 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。